

こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する  
検討委員会(第3回)についての安部委員追加提出意見(概要)

- こども政策と若者政策は切れ目のない視点が必要ではあるが、政策への意見反映プロセスについては制度的枠組を分けて考えるべきである。
- そもそも18歳未満の子どもには選挙権がないため投票行動で意思表示を行うことができず、社会的にも一般に18歳以上とは異なる捉え方をされている。よって、意見を聴くためにより手厚い対応が必要になる。
- 「若者(young people)」の国際的な使われ方にも留意したい。たとえば欧州評議会「18歳未満の子ども・若者の参加についての閣僚委員会勧告」(※)では、子ども・若者とは18歳未満のすべての子どもを指している。同勧告によると、日常的に「若者(young people)」は12,3歳以上を指して用いられることが多く、13-17歳の人々は自分のことを「こども」ではなく「若者」と認識していることが多いのが一般的であるとしている。こども基本法が想定する18歳以上30歳までとは大きく異なることに、まず注意が必要である。
  - 18歳以上の若者は、こどもとは異なる若者なりのニーズや思いがある。たとえば、こどもと若者(おおむね30歳未満、「親」である可能性もある)が同じ場に参加した場合、より年長者の声が大きくなり、より年少のこどもの声が聴かれない状況が生じやすい。日本では、子どもの権利の考え方がまだまだ浸透していないことから、若者を含むおとなは、こどもとの力関係を意識して、こどもが意見表明しやすい場をつくることが肝要。また、こども同士でも力関係が生じることがあるため、ファシリテーターを配置するなどできるだけ力関係のない場をつくることが重要。
  - 若者はこどもほどおとなの助けを必要とせず、同世代同士のピア・サポートがより適している場合も考えられる。
  - ただし、こども同士、若者同士による参加の場のほかに、こどもと若者が交流する場はあってよい。
- 報告書第2章(国内の先進事例調査)については、各自治体の予算、実際に政策に反映した意見、政策に反映できなかったときのこどもへの説明等について明記されたい。
- 有識者ヒアリングについては、相反する意見も見受けられるので、こども基本法、子どもの権利条約の一般原則を軸に、報告書のまとめ方を検討する必要がある。
- 国からのトップダウンではなく、地域からこどもの意見表明・参加の文化をつくることでその野を広げるべき。
- こども参加の5か年計画など、「国家的枠組み」とこども参加への予算を確保する必要。
- 国/都道府県/基礎自治体のできることを整理するべき。

(※)参考:欧州評議会「18歳未満の子ども・若者の参加についての閣僚委員会勧告」(2012)

訳:平野裕二 <https://w.atwiki.jp/childrights/pages/331.html>